

昭和二十五年法律第二百四十四号

文化財保護法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）	第二章 削除	第三章 有形文化財
第一節 重要文化財	第一款 指定（第二十七条—第二十九条）	第二款 管理（第三十条—第三十四条）
	第三款 保護（第三十四条の二—第四十七条）	第四款 公開（第四十七条の二—第五十三条）
第二節 聽聞、意見の聴取及び審査請求（第一百五十四条—第一百六十二条）	第五款 重要文化財保存活用計画（第五十一条）	第六款 調査（第五十四条—第五十五条）
第三節 文化審議会への諮問（第一百五十三条）	第七款 雜則（第五十六条）	第八节 登録有形文化財（第五十七条—第六十九条）
第四節 文化財の保存活用計画（第五十一条）	第九章 埋蔵文化財（第九十二条—第一百八条）	第十章 重要文化的景観（第一百三十四条—第一百四十二条）
第五節 文化財の保存技術の保護（第一百四十七条—第一百五十二条）	第十一章 文化審議会への諮問（第一百五十三条）	第十二章 第一節 聽聞、意見の聴取及び審査請求（第一百五十四条—第一百六十二条）
第二章 国に關する特例（第一百六十二条—第一百八十五条）	第二章 第二節 补則	第二章 第二節 补則

第三節 地方公共団体及び教育委員会（第一百八十二条—第一百九十二条）
第四節 文化財保存活用支援団体（第一百九十三条—第一百九十二条）
第二章 第一節 総則（第一項）
第三章 第一節 有形文化財（第一項）

第二章 第二節 削除（第一項）
第三章 第一節 有形文化財（第一項）
第二章 第二節 削除（第一項）
第三章 第一節 有形文化財（第一項）
第二章 第二節 削除（第一項）

第二章 第二節 削除（第一項）
第三章 第一節 有形文化財（第一項）
第二章 第二節 削除（第一項）
第三章 第一節 有形文化財（第一項）
第二章 第二節 削除（第一項）

第二章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）
第三章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）
第二章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）
第三章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）
第二章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）

第二章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）
第三章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）
第二章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）
第三章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）
第二章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）

第二章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）
第三章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）
第二章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）
第三章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）
第二章 第一節 有形文化財（第一項）	第二章 第二節 削除（第一項）

節及び第一百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。)に選任することができる。

前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上三十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化

府長官に届け出なければならない。

重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指

定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理(当該

重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他に属するものの管理を含む)を行わせる

ことができる。

前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く)及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占

有者及び地方公共団体その他の法人に通知して

(修理) 第三款 保護

修理について必要な命令又は勧告をすることが

する。

第一項の規定による指定には、第二十八条第

二項の規定による修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

重要文化財の所有者は、正当な理由がなくして、第一項の規定による指定を受けた

二項の規定を準用する。地方公共団体その他の法人(以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文

化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

第二十九条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

第二十九条第二項の規定を準用する。

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理

団体に対し補助金を交付することができる。

第二十九条第二項の規定を準用する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関する必要な事項を指示することができる。

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なときは、文化庁長官は、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事實を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(所在の変更)

第三十七条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省

令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添附を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

(修理による修理)

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

第三十四条の三 管理団体が修理を行う場合は、

修理のため必要が、所有者又は管理団体に對し、その修理について必要な勧告をすることが

できる。

文化庁長官は、国宝以外の重要な文化財が、損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に對し、その修理について必要な勧告をすることができる。

前項の規定による修理又は勧告に基づいてする修理のため必要が、所有者又は管理団体に對し、その修理について必要な勧告をすることができる。

前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

第三十八条 文化庁長官による国宝の修理等の施行

前項の規定による命令に従わないときは、

一、国宝が、き損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることができると認められる。

二、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることができると認められる。

三、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることができると認められる。

前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に對し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基づく占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

前項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者の身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正當な意見を十分に尊重しなければならない。

前項の規定により責に任すべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正當な意見を十分に尊重しなければならない。

前項の規定により國庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

修理に関する命令又は勧告

文化庁長官は、国宝が、き損している場合において、その保存のため必要があると認められるときは、所有者又は管理団体に對し、その修理について必要な勧告をする

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限り、前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十二年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 前項の規定による補償額は、文化庁長官が決定する。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。（補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金）

第五十二条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつてその増額を請求することができた場合又は、当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

6 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

7 第一項の規定による処分によつて損失を受けた者に対する売渡しの申出（環境保全）

第四十三条 重要文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為については、当該重要文化財の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

8 第四十四条 重要文化財は、輸出してはならない。但し、文化庁長官が文化の国際的交流その他的事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

9 第四十五条 文化庁長官は、重要文化財の保存ため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

10 第四十六条 文化庁長官は、前項の規定による譲渡の相手方、予定対価の額（予定対価が金額以外のものであるときは、これを時価を基準として金額に見積った額。以下同じ。）その他の文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、まず文化庁長官に国に対する売渡しの申出をしなければならない。

11 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

12 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

13 第二項の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額。

14 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（二年に満たない部分があるときは、これより二年を減じて得た年数）を乗じて得た金額に相当する耐用年数から修理工事のため自己の費した金額を控除して

15 得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

16 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数より当該重要文化財が修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までに規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付金額を納付する者の同一の事由により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。（現状変更等の制限）

17 第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しない旨の通知をしたときは、その時までの期間において買いたるべき旨の通知をしたときは、第一項の規定による申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

18 第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しない旨の通知をしたときは、その時までの期間において買いたるべき旨の通知をしたときは、第一項の規定による申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。（管理団体による買取りの補助）

19 第四十六条の二 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して

財（建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。）で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、文化庁長官に重要文化財の管理（管理又は修理の受託又は技術的指導）

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、文化庁長官に重要文化財の管理（管

理団体がある場合を除く。）又は修理を委託す

ることができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があ

ると認めるときは、所有者（管理団体がある場

合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁

長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するよう勧告することができ

る。

第四款 公開

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修

理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項

及び第二項の規定を準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団

体は、文部科学省令の定めるところにより、文

化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技

術的指導を求めることができる。

（公開）

第四十七条の二 重要文化財の公開は、所有者が

行うものとする。但し、管理団体がある場合

は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に

係る重要な文化財を、所有者及び管理団体以外の

者が、この法律の規定により行う公開の用に供

することを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

（文化庁長官による公開）

第四十八条 文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、一

年以内の期間を限つて、国立博物館（独立行政

法人国立文化財機構が設置する博物館を）いう

以下この条において同じ。）その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重

要文化財を出品することを勧告することができ

る。

（文化庁長官による公開）

第四十九条 文化庁長官は、前条の規定により重

要文化財が出品されたときは、第百八十五条に

規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちか

ら、その重要文化財の管理の責に任すべき者を

定めなければならない。

第五十条 第四十八条の規定による出品のために

要する費用は、文部科学省令の定める基準によ

り、国庫の負担とする。

2 政府は、第四十八条の規定により出品した所

有者又は管理団体に対し、文部科学省令の定め

る基準により、給与金を支給する。

（所有者等による公開）

第五十一条 文化庁長官は、重要文化財の所有者

又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて、重要文化財の公開を勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取り

につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者

又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて、その公開を命ずることができる。

3 前項の場合には、第四十八条第四項の規定を

準用する。

2 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理

団体に対し、前三項の規定による公開及び当該

2 前項の場合には、同項に規定する催しを主催した者（文化庁長官を除く。）

は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最

終日の翌日から起算して二十日以内に、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文化庁長官に届け出るものとする。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合に

おいて、その許可の条件として、許可に係る公

開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に

とができる。

5 第二項及び第三項の規定による公開のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とするこ

とができる。

6 第二項及び第三項の規定による公開の場合に

より、その全部又は一部を国庫の負担とするこ

とができる。

7 前項の規定する場合のほか、重要文化財の所

有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重

要文化財を公開するために要する費用は、文部

科学省令で定めるところにより、その全部又は

一部を国庫の負担とすることができる。

8 第二項の命令又は前項の更新があつたとき

は、重要文化財の所有者又は管理団体は、その

重要文化財を出品しなければならない。

9 前四項に規定する場合の外、文化庁長官は、

重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、

その者）から国立博物館その他の施設において

文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文

化財を出品したい旨の申出があつた場合において

適当と認めるときは、その出品を承認するこ

とができる。

10 第二項の命令又は前項の更新があつたとき

は、重要文化財の所在の場所を変更してこれ

を公衆の観覧に供するため第三十四条の規定に

よる届出があつた場合には、前条第四項及び第

五項の規定を準用する。

（損失の補償）

第五十二条 第四十八条又は第五十一条第一項、

第二項若しくは第三項の規定により出品し、又

は公開したことにより因して当該重要文化財が減

失し、又はき損したときは、国は、その重要文

化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を

補償する。ただし、重要文化財が所有者、管理

責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によつ

て滅失し、又はき損した場合は、この限りでな

い。

第五十三条 前項の場合には、第四十二条第二項から第四

二項までの規定を準用する。

（所有者等による公開）

第五十四条 文化庁長官は、重要文化財の所有者

又は管理団体に対し、文部科学省令の定め

る基準により、給与金を支給する。

2 政府は、第四十八条の規定により出品した所

有者又は管理団体に対し、文部科学省令の定め

る基準により、給与金を支給する。

3 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取り

につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は

補助金を交付した重要文化財の所有者（管理団体

又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて

その公開を命ずることができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申

請があつた場合において、その重要文化財保存

活用計画が次の各号のいずれにも適合するもの

であると認めるときは、その認定をするものと

する。

5 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響

を及ぼす行為に関する事項

6 その他文部科学省令で定める事項

7 当該重要文化財の保存及び活用のために行

われる具体的な措置の内容

8 第二項の規定を準用する。

（重要文化財保存活用計画）

第五十五条 第一項の許可を受けた者は、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

2 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合に

おいて、その許可の条件として、許可に係る公

開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し

必要な指示をすることができる。

3 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した期間の最

終日の翌日から起算して二十日以内に、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

4 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した場合において

文化庁長官の催しを主催する場合は、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

5 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した場合において

文化庁長官の催しを主催する場合は、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

6 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した場合において

文化庁長官の催しを主催する場合は、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

7 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した場合において

文化庁長官の催しを主催する場合は、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

8 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した場合において

文化庁長官の催しを主催する場合は、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

9 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した場合において

文化庁長官の催しを主催する場合は、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

10 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した場合において

文化庁長官の催しを主催する場合は、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

11 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した場合において

文化庁長官の催しを主催する場合は、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

12 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した場合において

文化庁長官の催しを主催する場合は、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

13 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した場合において

文化庁長官の催しを主催する場合は、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

14 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した場合において

文化庁長官の催しを主催する場合は、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

15 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した場合において

文化庁長官の催しを主催する場合は、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

16 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した場合において

文化庁長官の催しを主催する場合は、文部科

学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文

化庁長官に届け出るものとする。

17 文化庁長官は、第一項の許可を受けた者が前

項の規定による公開の用に供するため当該重

要文化財を公衆の観覧に供した

られているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載された場合には、その内容が重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

五 当該重要文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載された場合には、その内容が重要文化財の修理を行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が重要文化財の公開を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

五 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

第六条の三 前条第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第五十三条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第一百五十三条第二項第六号において同じ。）を受けた場合において、当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかるべく、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。（修理の届出の特例）

第五十三条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計

画が同条第四項の認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条の二第二項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかるべく、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届けることをもつて足りる。

（認定重要文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第五十三条の六 文化庁長官は、第五十三条の二第二項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五十三条の八において「認定重要文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第五十三条の七 文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画が第五十三条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

（所有者等への指導又は助言）

第五十三条の八 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長（第八十三条の八第四項、第一百九十条第一項及び第一百九十二条第一項を除き、以下同じ。）は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

（所有者変更等に伴う権利義務の承継）

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関する法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の处分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（第七款 雜則）

（所有者変更等に伴う権利義務の承継）

第五十七条 重要文化財の所有者が解除された場合には、第一項の規定による登録証を交付しなければならない。

2 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつばらその他の处分による旧所有者の権利義務を承継する。

3 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならぬ。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならぬ。

（有形文化財の登録）

（保存のための調査）

第五十四条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は

管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第五十五条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてか、前条の規定による届出を行わなければならぬときは、同項の規定にかかるべく、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届けることをもつて足りる。

（認定重要文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第五十三条の六 文化庁長官は、第五十三条の二第二項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五十三条の八において「認定重要文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第五十三条の七 文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画が第五十三条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

（所有者等への指導又は助言）

第五十三条の八 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長（第八十三条の八第四項、第一百九十条第一項及び第一百九十二条第一項を除き、以下同じ。）は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

（所有者変更等に伴う権利義務の承継）

第五十七条 重要文化財の所有者が解除された場合には、第一項の規定による登録証を交付しなければならない。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならぬ。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつばらその他の处分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならぬ。

（有形文化財の登録）

（保存のための調査）

第五十四条 文部科学大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、この限りでない。

定を地方公共団体が行つてゐるものと除く。のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものとし、文部科学大臣は、前項の規定による登録をしておらず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は保管活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五十三条の八において「認定重要文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（登録有形文化財）

第五十八条 前条第一項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財（以下「登録有形文化財」という。）の所有者に通知する。

2 前条第一項の規定による登録は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対する通知が該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 文部科学大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

4 登録証に記載すべき事項その他登録証に関する事項は、文部科学省令で定める。

（登録有形文化財の抹消）

第五十九条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定により重要な文部科学大臣が登録有形文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

2 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つたときは、その登録を抹消するものとする。

3 文部科学大臣は、登録有形文化財について、その所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

（第二節 登録有形文化財）

（有形文化財の登録）

（保存のための調査）

第五十四条 文部科学大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、この限りでない。

- くなつた場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。
- 4 前三項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。
- 5 第一項から第三項までの規定による登録の抹消には、前条第二項の規定を準用する。
- 6 第四項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。
- (登録有形文化財の管理)
- 第六十条** 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。
- 2 登録有形文化財の所有者は、当該登録有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、第一百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任すべき者(以下この節において「管理責任者」という。)に選任することができる。
- 3 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のため必要な管理(当該登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行う団体(以下この節において「管理団体」という。)に指定することができる。
- 4 登録有形文化財の管理には、第三十一条第三項、第三十二条、第三十二条の二第二項から第五項まで、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定を準用する。
- 5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第一項の規定を準用する。
- (登録有形文化財の滅失、き損等)
- 第六十一条** 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁に届け出なければならない。

- (登録有形文化財の管理)
- 第六十二条** 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、所在の場所を変更しようとする

- (登録有形文化財の公開)
- 第六十三条** 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

- 2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項、第三十二条の四及び第三十四条の三第一項の規定を準用する。

- (登録有形文化財の現状変更の届出等)

- 第六十四条** 登録有形文化財に關しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする

- 日の三十日前までに、文部科学省令で定めると

- ころにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならぬ。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の

- 規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

- 3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登

- 録有形文化財の現状変更に關し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

- (登録有形文化財の輸出の届出)

- 第六十五条** 登録有形文化財を輸出しようとする者は、輸出しようとする日の三十日前までに、

- 文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

- 4 登録有形文化財の輸出に關する事項には、次に掲げる

- 事項を記載することができる。

- 5 当該登録有形文化財の現状変更に関する事項を記載することができる。

- (登録有形文化財の現状変更に関する事項)

- 第六十六条** 登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導

- 2 管理団体は、文部科学省令で定めるところによ

- りにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に關し技術的指導を求めることができるものであると認められる。

- (登録有形文化財の公開)

- 第六十七条** 登録有形文化財の公開は、所有者が

- 書面をもつて、所在の場所を変更しようとする

- 日の二十日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部

- 科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文

- 部科学省令で定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

- (登録有形文化財の修理)

- 第六十八条** 登録有形文化財の修理は、所有者が

- 行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

- 2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び

- 管理団体以外の者が、所有者(管理団体がある場合は、その者)の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではな

- い。

- 3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、

- 第四十七条の二第三項の規定を準用する。

- 4 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

- (登録有形文化財の保存活用計画の認定)

- 第六十九条** 登録有形文化財の所有者(管理

- 団体がある場合は、その者)は、文部科学省令

- で定めるところにより、登録有形文化財の保存及び活用に関する計画(以下「登録有形文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- (登録有形文化財保存活用計画の認定)

- 2 管理団体が行う登録有形文化財の保存活用計画には、次に掲げる

- 事項を記載するものとする。

- 3 当該登録有形文化財の名称及び所在の場所

- 2 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 3 その他文部科学省令で定める事項

- 4 その他の文部科学省令で定める事項

- 5 文化庁長官は、前項の認定を受けた登録

- 有形文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた登録有形文化財保存活用計画の変更

- (文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)を

- しううとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前項第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

- (現状変更の届出の特例)

- 第六十条** 第六十七条の二第三項第一号に

- 掲げる事項が記載された登録有形文化財保存活

- 用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更

- の認定を含む。以下この節及び第百五十三条第

- 二項第七号において同じ。)を受けた場合にお

- いて、当該登録有形文化財の現状変更をその記

- 載された事項の内容に即して行うに当たり、第

- 六十四条第一項の規定による届出を行わなければならぬときは、同項の規定にかかる

- 当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学

省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届けることをもつて足りる。

(認定登録有形文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の微収)

第六十七条の五 文化庁長官は、第六十七条の二第四項の認定を受けた登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた登録有形文化財保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第六十七条の七において「認定登録有形文化財保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。(認定の取消し)

第六十七条の六 文化庁長官は、認定登録有形文化財保存活用計画が第六十七条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

第六十七条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、登録有形文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、登録有形文化財保存活用計画の作成及び認定登録有形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、登録有形文化財保存活用計画の作成及び認定登録有形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。(登録有形文化財の現状等の報告)

第六十八条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は助言をするよう努めなければならない。

(所有者変更に伴う登録証の引渡し)

第六十九条 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならぬ。

第三節 重要文化財及び登録有形文化財

第七十条 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の所有者は、文部科学省令の定める以外の有形文化財

ところにより、文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に關し技術的指導を求めることができるものである。

第四章 無形文化財

第一節 重要無形文化財

(重要無形文化財の指定等)

第七十一条 文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定をするに當たつては、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第一項の規定による指定及び前項の規定による認定は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定するもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

4 文部科学大臣は、第一項の規定による指定をした後においても、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として第二項の規定による認定をするに足るものがあると認めるときは、そのものについて追加して当該認定をすることができる。(重要無形文化財の指定等の解除)

第七十二条 重要無形文化財が重要無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、重要無形文化財の指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

(重要無形文化財の引渡し)

4 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、重要無形文化財の指定は解

除されたものとする。この場合には、文部科学大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。(保持者の氏名変更等)

第七十三条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他文部科学省令の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事由の生じた日(保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知った日)から二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときは、代表者であつた者)解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。(重要無形文化財の保存)

第七十四条 文化庁長官は、重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形文化財について自ら記録の作成(伝承者の養成その他その保存のため適當な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることが適當と認められる者(以下この節において「保持者等」という。)に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。(重要無形文化財の公開)

第七十五条 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者又は保持団体に對し重要無形文化財の公開を、重要無形文化財の記録の所有者に對しその記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形文化財の保持者又は保持団体が重要無形文化財を公開する場合には、第五十一条第七項の規定を準用する。

3 重要無形文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、国は、その公開に要する経費の一部を補助することができる。

(重要無形文化財の保存)

4 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。(認定を受けた重要無形文化財保存活用計画の変更)

第七十六条の三 前条第三項の認定を受けた重要無形文化財の保持者等は、当該認定を受けた重要無形文化財保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定について準用する。(認定重要無形文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の微収)

第七十六条の四 文化庁長官は、第七十六条の二第三項の認定を受けた重要無形文化財の保持者等に對し、当該認定(前条第一項の変更の認定を含む。次条及び百五十三条第二項第八号に

文化財の保存及び活用に関する計画(以下この節及び百五十三条第二項第八号において「重要無形文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができるものである。

おいて同じ。)を受けた重要無形文化財保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。)。次条第一項及び第七十六条の六において、「認定重要無形文化財保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第七十六条の五 文化庁長官は、認定重要無形文化財保存活用計画が第七十六条の二第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

第七十六条の六 都道府県及び市町村の教育委員会は、重要無形文化財の保持者等の求めに応じ、重要無形文化財保存活用計画の作成及び認定重要無形文化財保存活用計画の円滑な実施に關し必要な指導又は助言をすることができる。

第二節 登録無形文化財

(無形文化財の登録)

第七十六条の七 文部科学大臣は、重要無形文化財以外の無形文化財(第八百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つてゐるものを除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による登録をするに當たつては、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 第一項の規定による登録及び前項の規定による認定は、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体として認定するもの(保持団体の代表者)に通知してする。

5 文部科学大臣は、第一項の規定による登録をした後においても、当該登録をされた無形文化

財(以下「登録無形文化財」という。)の保持者又は保持団体として第三項の規定による認定をするに足るものがあると認めるときは、そのものについて追加して当該認定をすることができる。

(登録無形文化財の登録の抹消等)

第七十六条の八 文部科学大臣は、登録無形文化財について、第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

2 文部科学大臣は、登録無形文化財について、第八百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つたときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録無形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その保持者又は保持団体の同意がある場合は、この限りでない。

3 文部科学大臣は、登録無形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がない場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

4 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

(登録無形文化財の公開)

第七十六条の九 文化庁長官は、登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては登録無形文化財の公開に関する指導致又は助言を告示するとともに、当該登録無形文化財の保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による登録をするに當たつては、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 第一項の規定による登録及び前項の規定による認定は、その旨を官報で告示しなければならない。

第七十六条の九 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事由の生じた日(保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知つた後においても、当該登録をされた無形文化

財(以下「登録無形文化財」という。)の保持者又は保持団体として第三項の規定による認定をするに足するに足るものがあると認めるときは、そのものについて追加して当該認定をすることができる。

(登録無形文化財の保存)

第七十六条の十 文化庁長官は、登録無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、登録無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適當な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることが適當と認められる者(以下この節において「保持者等」という。)に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

(登録無形文化財の公開)

第七十六条の十一 文化庁長官は、登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては登録無形文化財の公開に関する指導致又は助言を告示するとともに、当該登録無形文化財の保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 無形文化財を公開する場合には第五十一条第七項の規定を、登録無形文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には第七十五条第三項の規定を準用する場合には第七十五条第三項の規定を公開する場合には第七十五条第三項の規定を準用する。

(登録無形文化財の保存)

第七十六条の十二 文化庁長官は、登録無形文化財の保持者等に対し、登録無形文化財の保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(登録無形文化財保存活用計画の認定)

第七十六条の十三 登録無形文化財の保持者は、文部科学省令で定めるところにより、登録無形文化財の保存及び活用に関する計画(以下この節及び第五十三条第二項第九号において同じ。)を受けた登録無形文化財の保持者等に対し、当該認定(前項第一項の変更の認定を含む。次条及び第五十三条第二項第九号において同じ。)を受けた登録無形文化財の保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。)を申請する。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による登録をするに當たつては、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 第一項の規定による登録及び前項の規定による認定は、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体として認定するもの(保持団体の代表者)に通知してする。

5 文部科学大臣は、第一項の規定による登録をした後においても、当該登録をされた無形文化

財(以下「登録無形文化財」という。)の保持者又は保持団体として第三項の規定による認定をするに足るものがあると認めるときは、そのものについて追加して当該認定をすることができる。

(登録無形文化財の登録の抹消等)

第七十六条の八 文部科学大臣は、登録無形文化財について、第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

2 文部科学大臣は、登録無形文化財について、第八百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つたときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録無形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その保持者又は保持団体の同意がある場合は、この限りでない。

3 文部科学大臣は、登録無形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がない場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

4 文部科学大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録無形文化財の保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

3 文部科学大臣は、前項の規定による登録無形文化財の保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

4 文部科学大臣は、前項の規定による登録無形文化財の保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前項第三項及び第四項の規定は、前項の認定について準用する。

(認定登録無形文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徵収)

第七十六条の十五 文化庁長官は、第七十六条の十三第三項の認定を受けた登録無形文化財の保持者等に対し、当該認定(前項第一項の変更の認定を含む。次条及び第五十三条第二項第九号において同じ。)を受けた登録無形文化財の保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。)を申請する。次条第一項及び第七十六条の十七において「認定登録無形文化財保存活用計画」といふ。の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第七十六条の十六 文化庁長官は、認定登録無形文化財保存活用計画が第七十六条の十三第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

ものとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者（第八十九条及び第八十九条の二第一項において「保存地方公共団体等」という。）に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。
2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。
（重要無形民俗文化財の記録の公開）
第八十八条 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。
2 重要無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、第七十五条第三項の規定を準用する。
（重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告）
第八十九条 文化庁長官は、保存地方公共団体等に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。
（重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告）
2 重要無形民俗文化財の保存活用計画の認定
第八十九条の二 保存地方公共団体等は、文部科学省令で定めるところにより、重要無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下この章及び第五十三条第二項第十四号において「重要無形民俗文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
2 重要無形民俗文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 当該重要無形民俗文化財の名称及び所在の場所
二 当該重要無形民俗文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
三 計画期間
四 その他文部科学省令で定める事項

（登録有形民俗文化財）
2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項の規定を準用する。
一 当該重要無形民俗文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
二 その他文部科学省令で定める事項
3 文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（第八十九条の二第一項において「重要有形民俗文化財」という。）に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

（登録有形民俗文化財）
2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項の規定を準用する。
一 当該重要無形民俗文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
二 その他文部科学省令で定める事項
3 文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（第八十九条の二第一項において「重要有形民俗文化財」という。）に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

（登録無形民俗文化財の登録）
2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項並びに第七十八条第三項の規定を準用する。
（登録無形民俗文化財の抹消）
2 文部科学大臣は、前条第一項の規定により登録された無形の民俗文化財（以下「登録無形民俗文化財」という。）について、第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。
2 文部科学大臣は、登録無形民俗文化財について、第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

4	前二項の規定による登録の抹消は、その旨を官報に告示してする。 （登録無形民俗文化財の保存）
5	第九十条の七 文化庁長官は、登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、登録無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者（第九十条の九及び第九十条の十第一項において「保存地方公共団体等」という。）に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。
2	前項の規定により補助金を交付する場合は、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。 （登録無形民俗文化財の記録の公開）
5	第九十条の八 文化庁長官は、登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができる。
2	登録無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、第七十五条第三項の規定による登録無形民俗文化財の保存に関する指導又は助言）
5	第九十条の九 文化庁長官は、保存地方公共団体等に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。 （登録無形民俗文化財保存活用計画の認定）
2	第九十条の十 保存地方公共団体等は、文部科学省令で定めるところにより、登録無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下この章及び第五十三条第二項第十六号において「登録無形民俗文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができたる。
2	登録無形民俗文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
3	四 その他文部科学省令で定める事項
3	五 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録無形民俗文化財保存活用計画が次の各号のいづれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4	一 当該登録無形民俗文化財保存活用計画の実施が当該登録無形民俗文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
5	三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第一百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
2	四 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。 （準用）
5	第九十条の十一 登録無形民俗文化財保存活用計画については、第七十六条の十四から第七十六条の十七までの規定を準用する。この場合において、第七十六条の十四第一項中「前条第三項」とあるのは「第九十条の十第三項」と、同条第二項中「前条第三項及び第四項」とあるのは「第九十条の十第三項及び第四項」と、第七十六条の十五中「第七十六条の十三第三項」とあるのは「第九十条の十第三項」と、次条及び第五十三条第二項第九号」とあるのは「次条」と、第七十六条の十六第一項中「第七十六条の十三第三項各号」とあるのは「第九十条の十第三項各号」と読み替えるものとする。 （重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等）
2	第九十条の十二 埋蔵文化財
5	（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

5	第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
2	第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。
5	第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第五十七条において「國の機關等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該國の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
2	第九十五条 國の機関等は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるとときは、当該國の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
5	前項の通知を受けた國の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

2	第六章 埋蔵文化財
5	（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）
2	第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
5	第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。
2	第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第五十七条において「國の機關等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該國の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
5	第九十五条 國の機関等は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるとときは、当該國の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
2	前項の通知を受けた國の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
5	前項の場合は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
2	文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
5	前項の場合において、当該通知に係る事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
2	（埋蔵文化財包蔵地の周知）
5	第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その他の措置を執つた場合を示す。

- 9 同様とする。

除き、第一項の届出がなされなかつたときも、

10 第二項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため國において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む)及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除

き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるとときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならぬ。

て、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与すること

- | | | |
|---|---|--|
| き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるとときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を実施することができる。 | 2 | 地方公共団体は、前項の発掘に關し、事業者に対し協力を求めることができる。 |
| (返還又は通知等) | 3 | 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に關し必要な指導及び助言をすることができる。 |
| 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘による経費の一部を補助することができる。 | 4 | 第百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。 |
| 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。 | 2 | 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合において準用する。 |
| 第一項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。 | 3 | 第一項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。 |
| (提出) | | |
| 第一百条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合には、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。 | | |
| (鑑査) | 2 | 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警化財であるかどうかを鑑査しなければならぬ。 |
| 第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならぬ。 | 3 | 第百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第三条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に對し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならぬ。(引渡し) |
| (国庫帰属及び報償金) | 4 | 第百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第三条第二項に規定する文化財(前条第一項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。 |
| 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。 | 2 | 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。 |
| (都道府県帰属及び報償金) | 3 | 第百六条 第百条第二項に規定する文化財又は第三条第二項に規定する文化財(前条第一項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。 |
| 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。 | 2 | 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。 |
| 委員会が決定する。 | 3 | 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。 |
| 前項による訴えにおいては、都道府県を被告とする。(譲与等) | 4 | 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。 |
| 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。(譲与等) | 5 | 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。 |

て、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与すること

て、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関する必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

2 第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

3 第百十一条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、反対旨は、その効力を失う。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第二百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

2 第百十五条 第百三十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（百三十三条の二第一項を除く。）及び第二百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百八十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第一百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十九条

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。
(仮指定)

3
4 第百十一条第一項の規定による仮指定が適当でないとしたときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第二百九十三条第三項から第五項までの規定を準用する。

異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判

二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任すべき者（以下この章及び第八十一条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項

第一百十一条 前条第一項の規定による指定前ににおいて緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

第二百三十三条 管理団体による管理及び復旧
史跡名勝天然記念物につき、所有者若しくは管理者に任すべき者による管理が著しく不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者又は管理に属するものの管理及び復旧）を実行する。

明しない場合を除く。) 及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならぬ。
4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第五十五条第一項及び第二項（同条第二項について、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第五条第二項の規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)
第一百一一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定

2 前項の規定による指定をすることは、文化庁長官は、うつし、どうじ、旨三へるヒーの公表で、
復旧を含む。を行わせることができる。

者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（管理に関する命令又は勧告）

による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行ふに当たつては、特に、関係者の所有権を尊重するとともに、國土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

3 団体その他の法人の同意を得なければならぬ
い。官は、あらかじめ指定しよ」とする地方公会

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に對し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に關する必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天

所不承認で相成りまつて、日本未立では検定する
うとする地方公共団体その他の法人に通知して

らない。

前項の場合には、第三十六条第二項及び第三

然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関しては、環境大臣に対する意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

する。
第一項の規定による指定には、第二百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

項の規定を準用する。
(復旧に関する命令又は勧告)
第一百一十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるとき

長官は、管理団体の指定を解除することができ
る。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

は、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をることができる。
2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。
(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

前項の場合には、第三十八条第一項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十二条第一項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けるべきである。ただし、現状変更については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第二項の規定による処分には、第二百十一条第六項の規定を準用する。

4 第二項の規定による許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定によると許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

5 第二項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第二百十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第二項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ぜることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第二百八十四条第一項又は第二百八十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する)に申請する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の保存活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の保存及び所在地市町村の教育委員会に対する旨を通知するものとする。

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

2 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の認定を含む。以下この章及び第二百五十三条第二項第二十五号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施
状況に関する報告の徵収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物の現状を記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められたときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関するよう努めなければならない。(保存のための調査)

第二百三十一条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることがある。

第二百三十二条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を認めることができると認めるとき、文化庁長官は、その隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者が、占有者その他の関係者に対する著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡しているとき。
二 史跡名勝天然記念物が盗み取られるおそれのあるとき。
三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第二項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。(登録記念物)

第二百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第二百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第二百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第一百九条第三項から第五項まで並びに第二百十一条第一項の規定を準用する。

第二百三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、必要な指導又は助言をするよう努めなければならない。

第二百三十四条 文化庁長官は、次の方針によつて、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることがある。

第二百三十五条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を認めることができると認めるとき、文化庁長官は、その隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者が、占有者その他の関係者に対する著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者は又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第二百三十三条第一項中「不適当であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第二百十八条及び第二百二十条中「第三十条、第三十三条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する」。この場合において、第三十条第一項中「並びにこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第二百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」とあるのは「第四十七条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第二百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

三 計画期間
四 その他の文部科学省令で定める事項
三 前項第二号に掲げる事項には、当該登録記念物の現状変更に関する事項を記載することができる。

四 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第二百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更を適切に行うため必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

五 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

四 現状変更の届出の特例
五 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(現状変更の届出の特例)

第二百三十三条の三 前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定(次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。)を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二项第二十六号において同じ。)を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二项第二十六号において同じ。)を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

四 (準用)

第二百三十三条の四 登録記念物保存活用計画については、第六十七条の三及び第六十七条の五から第六十七条の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七条の三第一項中「前条

一 当該登録記念物の名称及び所在地
二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該登録記念物の名称及び所在地
二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

第四項」とあるのは、「第一百三十三条の二」第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは、「第一百三十三条の二」第四項及び第五項」と、第六十七条の五中「第六十七条の二」第四項」とあるのは、「第一百三十三条の二」第四項」と、第六十七条の六第一項中「第六十七条の二」第四項」とあるのは、「第一百三十三条の二」第四項の二第四項各号」とあるのは、「第一百三十三条の二」第四項各号」と読み替えるものとする。

第八章 重要な文化的景観

(重要な文化的景観の選定)

第一百三十四条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定めた基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要な文化的景観として選定することができる。

2 前項による選定には、第一百九条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「権原に基づく占有者」とあるのは、「権原に基づく占有者並びに第百三十四条第一項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

(重要な文化的景観の選定の解除)

第一百三十五条 重要な文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第一項の規定を準用する。

(滅失又はき損)

第一百三十六条 重要な文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者(以下この章において「所有者等」という。)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要な文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告又は命令)

第一百三十七条 管理が適当でないため重要な文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるとときは、文化庁長官は、所有者等に対し、重要な文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求める。文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 文化庁長官は、前項に規定する勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該重要な文化的景観について第百三十四条第一項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村の意見を聴くものとする。

4 第一項及び第二項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(費用負担に係る重要な文化的景観譲渡の場合の納付金)

第一百三十八条 国が滅失又はき損の防止の措置につき前条第四項で準用する第三十六条第二項の規定により費用を負担した重要な文化的景観については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の届出等)

第一百三十九条 重要な文化的景観に關し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文部科学省令にその旨を届け出なければならぬ。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

(重要な文化的景観の選定の解除)

2 重要な文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る重ねて、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

(現状等の報告)

第一百四十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要な文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求める。文化庁長官は、所有者等に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に關し、必要な指導又は助言をすることができる。

(他の公益との調整等)

第一百四十二条 文部科学大臣は、第百三十四条第一項の規定による選定を行うに當たつては、特

に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、國の開發その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

2 文化庁長官は、第百三十七条第一項の規定に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が國にとってその価値が特に高いものを、重要な伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

3 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

(選定の解除)

第一百四十五条 文部科学大臣は、重要な伝統的建造物群保存地区がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

(伝統的建造物群保存地区)

3 国は、重要な文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、その経費の一部を補助することができる。

(伝統的建造物群保存地区)

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(伝統的建造物群の決定及びその保護)

第一百四十二条 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第一項又は第二項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第一百四十三条 市町村は、都市計画法(昭和四十年法律第百号)第五条又は第五条の二の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

(市町村は、前項の都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

2 市町村は、伝統的建造物群保存地区に關し、地区的決定若しくはその取消し又は条例の制定若しくはその改廃を行つた場合は、文化庁長官に対し、その旨を報告しなければならない。

(文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に關し、必要な指導又は助言をすることができる。

(重要な伝統的建造物群保存地区の選定)

第一百四十四条 文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が國にとってその価値が特に高いものを、重要な伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

2 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

(選定の解除)

第一百四十五条 文部科学大臣は、重要な伝統的建造物群保存地区がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

(伝統的建造物群保存地区)

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(伝統的建造物群の決定及びその保護)

3 文部科学大臣は、前項の規定による選定をすれば、その経費の一部を補助することができる。

(伝統的建造物群の保護)

2 保存技術として選定することができる。

(選定保存技術の選定等)

第一百四十六条 文部科学大臣は、文化財の保存のため、市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

(文化財の保存技術の保護)

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(選定保存技術の選定等)

第一百四十七条 文部科学大臣は、文化財の保存のため、市町村が行う措置について、その経費の一部を補助するための当該地区における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

(文化財の保存技術の保護)

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(選定保存技術の選定等)

第一百四十八条 文部科学大臣は、選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他の特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

(選定等の解除)

2 文部科学大臣は、保持者が心身の故障のため保持者として適當でなくなつたと認められる場

合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

前二項の場合には、第七十二条第三項の規定を準用する。

4 前条第二項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡したとき（解説したときは、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、文部科学大臣は、その旨を官報で告示しなければならない）。

（保持者の氏名変更等）

5 第百四十九条 保持者及び保存団体には、第七十三条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は代理人」と読み替えるものとする。

（選定保存技術の保存）

第六百五十条 文化庁長官は、選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適當な措置を執ることができる。

（選定保存技術の公開）

第六百五十二条 国は、選定保存技術の保持者若しくは保存団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

第六百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項について、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 文部科学大臣は、次に掲げる事項について、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盜難の防止の措置の施行

三 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行

四 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行

五 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

六 文化庁長官による重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

七 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

八 重要無形文化財の登録及びその登録の抹消（第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除による登録の抹消を除く。）

四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

五 登録無形文化財の登録及びその登録の抹消（第七十六条の八第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

六 登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

七 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

八 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

九 登録無形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条の六第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

十 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその登録の抹消（第九十条の二第四項の認定による登録の抹消を除く。）

十一 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除（第九十条第三項で準用する第五十九条第一項による登録の抹消を除く。）

十二 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第九十条の二第四項の認定による登録の抹消を除く。）

十三 重要文化的景観の選定及びその選定の解除（第九十条の二第三項の認定（第八十九条の三において準用する第七十六条の三第一項の変更の認定を含む。）による登録の抹消を除く。）

十四 重要無形民俗文化財保存活用計画の第八十九条の二第三項の認定（第八十九条の三において準用する第七十六条の三第一項の変更の認定を含む。）

十五 登録有形民俗文化財保存活用計画の第九十条の二第四項の認定

十六 登録無形民俗文化財保存活用計画の第九十条の十第三項の認定（第九十条の十一において準用する第七十六条の十四第一項の変更の認定を含む。）

十七 重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものとの選択

十八 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

十九 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行

二十 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

二十一 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行

二十二 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

二十三 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

二十四 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令

二十五 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第二百二十九条の二第四項の認定

二十六 登録記念物保存活用計画の第二百三十三条の二第四項の認定

九 登録無形文化財保存活用計画の第七十六条の十三第三項の認定

十 重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択

十一 重要有形民俗文化財の管理に関する命令

十二 重要有形民俗文化財の買取り

十三 重要有形民俗文化財保存活用計画の第八十五条の二第四項の認定

十四 重要無形民俗文化財保存活用計画の第八十九条の二第三項の認定（第八十九条の三において準用する第七十六条の三第一項の変更の認定を含む。）

十五 登録有形民俗文化財保存活用計画の第九十条の二第四項の認定

十六 登録無形民俗文化財保存活用計画の第九十条の十第三項の認定（第九十条の十一において準用する第七十六条の十四第一項の変更の認定を含む。）

十七 重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものとの選択

十八 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

十九 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行

二十 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

二十一 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行

二十二 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

二十三 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

二十四 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令

二十五 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第二百二十九条の二第四項の認定

二十六 登録記念物保存活用計画の第二百三十三条の二第四項の認定

九 登録無形文化財保存活用計画の第七十六条の十三第三項の認定

十 重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択

十一 重要有形民俗文化財の管理に関する命令

十二 重要有形民俗文化財の買取り

十三 重要有形民俗文化財保存活用計画の第八十五条の二第四項の認定

十四 重要無形民俗文化財保存活用計画の第八十九条の二第三項の認定（第八十九条の三において準用する第七十六条の三第一項の変更の認定を含む。）

十五 登録有形民俗文化財保存活用計画の第九十条の二第四項の認定

十六 登録無形民俗文化財保存活用計画の第九十条の十第三項の認定（第九十条の十一において準用する第七十六条の十四第一項の変更の認定を含む。）

十七 重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものとの選択

十八 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

十九 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行

二十 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

二十一 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行

二十二 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

二十三 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

二十四 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令

二十五 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第二百二十九条の二第四項の認定

二十六 登録記念物保存活用計画の第二百三十三条の二第四項の認定

日の十日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(意見の聴取)

第一百五十五条 文化庁長官は、次に掲げる措置を行おうとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならぬ。

第三十八条第一項又は第一百二十三条第一項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行

二 第五十五条第一項又は第一百三十三条第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行

三 第九十八条第一項の規定による発掘の施行

文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の十日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

4 第一項の意見の聴取においては、当該関係者は、その代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は証拠を提出することができる。

当該関係者又はその代理人が正当な理由がないで同項各号に掲げる措置をすることができる。(審査請求の手続における意見の聴取)

第一百五十六条 第一号に掲げる处分若しくはその不作為又は第二号に掲げる处分についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求がされた日(同法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から三十日以内に、審査請求人及び参加人(同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、審理員をいい、(同法第九条第一項に規定する審査庁を)
審査庁(同法第九条第一項に規定する審査庁を)

いう。(以下この条において同じ。)が都道府県又は市町村の教育委員会である場合にあつては、審査庁とする。次項及び次条において同じ。

第四十三条第一項又は第一百二十五条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可

一 第百十三条规定による意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに全ての審理関係者を含む。の規定による地方公団体その他の法人の指定

二 第百十三条规定による意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに全ての審理関係者を含む。の規定による行政財産法第二十八条に規定する審理関係者をいい、審査庁が都道府県又は市町村の教育委員会である場合にあつては、審査請求人及び参加人とする。に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

三 第九十八条第一項の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項まで(同法第九条第三項の規定により読み替ええて適用する場合を含む。)の規定を準用する。(参考)

第一百五十七条 審査請求人、参加人及び代理人の不不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項まで(同法第九条第三項の規定により読み替ええて適用する場合を含む。)の規定を準用する。

第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項まで(同法第九条第三項の規定により読み替ええて適用する場合を含む。)の規定を準用する。

第一百五十八条 第百五十六条第一項の意見の聴取においては、審査請求人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、審理員にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。(証拠の提示等)

第一百五十九条 第百五十六条第一項の意見の聴取においては、審査請求人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者はこれら

の代理人に対し、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えるなければならない。(裁決前の協議等)

第一百六十条 第百五十九条鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る審査請求に対する裁決(却下の裁決を除く。)は、あらかじめ公害等調整委員会に協議した後にしなければならない。

二 関係各行政機関の長は、審査請求に係る事案について意見を述べることができる。

第一百六十二条 国又は国の機関に對しこの法律の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可

一 第百三十三条重文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他の文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを關係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、關係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定めることとする。

第一百六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他の文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを關係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、關係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定めることとする。

2 第百三十四条第二項(百三十五条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第百九条第三項の規定により所有者又は占有者に對し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に對し行うものとする。

3 国の所有又は占有に屬するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、百三十四条第二項(百三十五条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第百九条第三項の規定により所有者又は占有者に對し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に對し行うものとする。

4 国の所有又は占有に屬するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、百三十四条第二項(百三十五条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第百九条第三項の規定により所有者又は占有者に對し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に對し行うものとする。

第一百六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間ににおいて所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第一百六十五条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要民俗文化財又は有形の民俗文化財に指定したときは、第二十一条第二項又は第三項(第七十八条第二項で準用する場合を含む。)の規定により所有者に對し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要民俗文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

第一百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき

(次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。)。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、百三十五条第三項(百三十条第三項及び百三十二条第四項で準用する場合を含む。)の規定により所有者又は占有者に對し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に對し行うものとする。

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、百三十四条第二項(百三十五条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第百九条第三項の規定により所有者又は占有者に對し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に對し行うものとする。

5 国の所有又は占有に属する重要な文化財又は史跡名勝天然記念物に對し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要民俗文化財を管理する各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

6 不服審査法に定めるもののほか、審査請求に關する手續は、文部科学省令で定める。

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
 七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。
 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第一百二十一条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第一百二十条で準用する場合を含む。）及び第三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第一百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第一百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第一百五十五条第二項の規定を準用する。

八 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に關し必要な勧告をすることができる。
 第一百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各府の長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めるべきである。
 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出ししようとするとき。
 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売扱、譲与その他の処分をしようとするとき。
 四 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に關し必要な勧告をすることができる。
 第一百六十九条 次に掲げる場合には、関係各省各府の長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めるべきである。
 一 重要文化財、重要有形民俗文化財の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盜難の防止の措置
 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各府の長が協議して定める。

第三百七十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する國宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盜難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各府の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各府の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

二 関係各省各府の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。
 三 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失しき損し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各府の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第四百七十二条 文化庁長官は、国所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認められるときは、適當な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他物件で国所有又は管理に属するものの管理を含む。を行わせることができる。
 第四百七十三条 文化庁長官は、前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各府の長の同意を求めるところをもつて足りる。

第五百七十三条の二 文部科学大臣は、第百七十三条の二第三項第一号に掲げる事が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第百七十三条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第百七十三条の六において同じ。）を得た場合において、当該重要な文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに當たり、第百六十七条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定による通知をし、又は第百六十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による同意を求めなければならないとき。
 第一百七十四条 文部科学大臣は、これらの規定にかかるわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定める旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第五百七十四条の二 文部科学大臣は、第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とす。

画について第百七十三条の二第二項の同意を得た場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに當たり、第百六十七条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかるわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

五 関係各省各府の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第六百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めることは、文部科学大臣を通じ各省各府の長に對し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盜難の防止の措置
 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

第七百七十五条 文部科学大臣は、第百七十五条に規定する事項が記載された重要文化財保存活用計画による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とす。

地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十一条、第三十二条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十五条、第三百五十五条第一項及び第二条、第三百五十五条第一項、第三百五十五条第一項及び第二条並びに第三百三十条の規定を準用する。

第一百七十三条 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

第一百七十四条

文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第一百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第一百六十五条第一項及び第一百七十二条の規定を準用す

第一百七十四条の二

第一百七十二条第一項の規定によ

る指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要な形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は第一百二十九条の二から第一百二十九条の七までの規定を準用する。

文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は第一百二十九条の二第四項の認定（前項において準用する第五十三条の三第一項（前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。）又は第一百二十九条の三第一項の変更の認定を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重

要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各局の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各局の長が文部科学大臣に返付しなければならない。あるときは、その承認を受けるべきものとする。

第一百七十五条

第一百七十二条第一項の規定による

指定を受けた地方公共団体は、その管理する國の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

第一百七十六条

文化庁長官は、第九十八条第一項

の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が國の所有に属し、又は國の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各局の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各局の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第一百七十七条

第一百四条第一項の規定により國庫

に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならぬ。

第一百七十八条

（登録有形文化財等についての国に関する特例）

有形の民俗文化財について第五十七条第一項又は第九十条第一項の規定による登録をしたときは、第五十八条第一項又は第三項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財又は登録有形文化財を管理する各省各局の長に対し

第一百七十四条

第一百七十二条第一項の規定により

同様に異動があつたときは、各省各局の長以外の国（機関）が登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。

第一百七十九条の二

（登録有形文化財等についての国に関する特例）

國の所有に属する有形文化財又は

文化財又は登録有形文化財を管理する各省各局の長に対して行うものとする。この場合においては、当該各省各局の長は、直ちに登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

第一百七十九条

第六十七条の二第三項第一号

に掲げる事項が記載された登録有形文化財保

存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするとときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

第一百七十九条の三

前条第二項の同意を得た各省

各局の長は、当該同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするとときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

第一百七十九条の四

第六十七条の二第三項第一号

に掲げる事項が記載された登録有形文化財保

存活用計画、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。

第一百七十九条

（登録有形文化財等についての国に関する特例）

第六十七条第一項の規定による登録をしたときは、第六十一条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消をしたときは、第五十九条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第一号

第一百七十九条の四

第六十七条第一項の規定を、第一項第一号

に掲げる事項が記載された登録有形文化財保

存活用計画、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。

第一百七十九条の五

前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

六十四条第一項（第九十条第三項及び第一百三十条で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第六号に掲げる場合に係る通知には第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第七号に掲げる場合に係る通知には第一百五十五条第二項の規定を準用する。

第一百七十九条の六

第一項第五号及び第二項に規定する現状変更

については、第六十四条第一項ただし書き及び第二項の規定を準用する。

第一百七十九条の七

第一項第五号又は第二項に規定する現状変更

については、第六十四条第一項ただし書き及び第二項の規定を準用する。

第一百七十九条の八

第一項第五号又は第二項に規定する現状変更

については、第六十四条第一項ただし書き及び第二項の規定を準用する。

第一百七十九条の九

第一項第五号又は第二項に規定する現状変更

については、第六十四条第一項ただし書き及び第二項の規定を準用する。

第一百七十九条の十

第一項第五号又は第二項に規定する現状変更

については、第六十五条第一項（第六号に掲げる事項が記載された登録有形文化財保

第一百七十九条の十一

第一項第五号又は第二項に規定する現状変更

については、第六十五条第一項（第六号に掲げる事項が記載された登録有形文化財保

第一百七十九条の十二

第一項第五号又は第二項に規定する現状変更

については、第六十五条第一項（第六号に掲げる事項が記載された登録有形文化財保

第一百七十九条の十三

第一項第五号又は第二項に規定する現状変更

更の同意を含む。次条において同じ。)を得た場合において、当該登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百七十九条第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかるわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第一百七十九条の五 文部科学大臣は、第百七十九条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画(いずれも変更があつたときは、その変更後のもの)の実施の状況について報告を求めることができる。

第一百八十一条 文部科学大臣は、国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求めることができる。

第一百八十二条 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財については、第六十条第三項から第五項まで、第六十三条第二項及び第六十七条第三項(これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 国の所有に属する登録記念物については、第二百三十三条で準用する第二百三十三条から第二百三十八条までの規定は、適用しない。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第一百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に保存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登

録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つてあるものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

（第一百八十二条第三項に規定する登録をした文化財の登録の提案）

第一百八十二条の二 都道府県又は市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。以下この条において同じ。）は、前条第三項に規定する登録をした文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 都道府県又は市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならぬ。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした都道府県又は市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（地方債についての配慮）

用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。（文化財保存活用地域計画の認定）

第百八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容

三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

五 その他文部科学省令で定める事項

一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)
第一百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村(以下この節及び第一百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。)の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(認定市町村の教育委員会による文化財の登録の提案)

第一百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第一百八十三条の三第五項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第一百八十三条の七第一項及び第二項において同じ。)を受けた文化財保存活用地域計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第一百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。)の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十三条の五第一項又は第一百三十二条第一項の規定により登録されることが適當であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化

以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前にされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。(出品された重要文化財等の管理)

第一百八十五条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第四十八条(第八十五条で準用する場合を含む。)の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任すべき者を定めなければならない。(修理等の施行の委託)

第一百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めることは、第三十八条第一項又は第一百七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盜難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第一百二十三条第一項とができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に対し、その全部又は一部を委託することができる。

3 その他の各号に掲げる者の求めに応じ、当該(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第一百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該

各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

一 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者(第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者をいう。)当該重要有形民俗文化財の管理

財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理

二 重要有形民俗文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者(第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者をいう。)当該重要有形民俗文化財の管理

(管理団体がある場合を除く。)又は修理

三 史跡名勝天然記念物の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者(当該

史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)又は復旧

(書類等の経由)

第一百八十七条 この法律の規定により文化財に関する場合は、当該指定都市の教育委員会又は文化部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会、当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すればならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関する場合は、当該都道府県が発する命令、勧告、指示その他の处分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

4 文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申

会に、条例の定めるところにより、文化財に関する優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

二 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

三 方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議し、並びにこれらの事項について当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

四 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関する事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第一百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行つものとする。

一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るために事業を行う者に対し、及び活用を行うこと。

三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。

四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第一百九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前条の規定による命令に違反したときは、第百九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第一百九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第一百九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又

出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援団体の業務)

第一百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行つものとする。

一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るために事業を行う者に対し、及び活用を行うこと。

三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。

四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第一百九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前条の規定による命令に違反したときは、第百九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第一百九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第一百九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又

会に、条例の定めるところにより、文化財に関する優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

二 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

三 方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用を行う者に対し、及び活用を行うこと。

四 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関する事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第一百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行つものとする。

一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るために事業を行う者に対し、及び活用を行うこと。

三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。

四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第一百九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前条の規定による命令に違反したときは、第百九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第一百九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第一百九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又

会に、条例の定めるところにより、文化財に関する優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

二 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

三 方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用を行う者に対し、及び活用を行うこと。

四 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関する事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第一百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行つものとする。

一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るために事業を行う者に対し、及び活用を行うこと。

三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。

四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第一百九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前条の規定による命令に違反したときは、第百九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第一百九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第一百九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又

おいて準用する場合を含む)、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む)、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第一百三十条において準用する場合を含む)、第六十五条第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む)、第六十七条の四(第七十三条、第七十六条の九、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条第二項(第一百七十四条の二第一項において準用する場合を含む)、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十五条第二項(第一百二十条、第一百三十三条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む)、第一百二十九条第一項、第一百一十九条の四(第一百七十四条の二第一項において準用する場合を含む)、第一百三十三条の三、第一百三十六条又は第一百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者)、

三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条において準用する場合を含む)、第六十条第四項及び第六十三条第二項(これららの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において、政令で定める。

(関係法令の廃止)

第二条 左に掲げる法律、勅令及び政令は、廃止する。

国宝保存法(昭和四年法律第十七号)

重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)

史跡名勝天然紀念物保存法(大正八年法律第十四号)

国宝保存法施行令(昭和四年勅令第二百十号)

重要美術品等調査審議会令(昭和二十四年政令第二百五十一号)

史跡名勝天然記念物調査会令（昭和二十四年政令第二百五十二号）
(法令廃止に伴う経過規定)

法の施行に関する事務は、文化庁長官が行うものとし、同法中「国宝」とあるのは、「文化財保護法」ノ規定ニ依ル重要文化財」と、「主務大臣」とあるのは、「文七号長官」、「当該物件

より国がその経費について補助することができ
る重要な文化財の管理で日本電信電話株式会社の
株式の売払収入の活用による社会資本の整備の
一環に取り組んでおります。

附 則（昭和二十七年七月三一日法律第二
七二号）抄

（施行期日）
この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。（東京国立博物館の分館の職員に関する経過規定）

この法律施行の際現に東京国立博物館の分館の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、奈良国立博物館の職員となるものとする。

附 則（昭和二十八年八月一〇日法律第一
九四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二
一三号）抄

この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年五月二九日法律第一
三一号）抄

この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令（昭和二十八年政令第二百八十号）は、廃止する。

6 旧史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定を受けた地方公共団体その他の団体及び同令附則第二項の規定により同令第一条第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の団体とみなされたもので法人であるものは、新法第七十一条の二第一項又は第九十五条第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の法人とみなす。

附 則（昭和二九年五月二九日法律第一
三一号）抄

前項に規定する団体で法人でないものには、新法第七十一条の二、第九十五条又は第九十五条の三の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年間は、新法第七十一条の二第一項、

附 則（昭和二九年五月二九日法律第一
三一号）抄

前項に規定する管理及び復旧を行わせることができ。この場合には、新法中第七十一条の二第一項又は第九十五条第一項の規定による指定を受けた法人に関する規定を準用する。

附 則（昭和二九年五月二九日法律第一
三一号）抄

第九十五条第一項又は第九十五条の三第一項に規定する管理及び復旧を行わせることができ。この場合には、新法中第七十一条の二第一項又は第九十五条第一項若しくは第二項又は第二十二条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。

附 則（昭和二九年五月二九日法律第一
三一号）抄

この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和二九年五月二九日法律第一
三一号）抄

この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 第二章の規定による改正後の各法令（徵収金の先取特權の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徵収法第二条第十号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徵収金の先取特權の順位については、なお従前の例による。

附 則（昭和三六年六月一一日法律第一
一一号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和三六年六月一一日法律第一
一一号）抄

昭和三十六年四月一日において、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、國家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十二条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一
四〇号）抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一
四〇号）抄

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一
四〇号）抄

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。ただし、裁判所は、原告の申立てによる改正後の規定にかかるらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一
六一号）抄

（施行期日）
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一
六一号）抄

前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一
六一号）抄

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政府の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一
六一号）抄

ただし、この法律による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一
六一号）抄

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた訴願等についての、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関して必要な経過措
置は、政令で定める。

附則（平成六年六月二十九日法律第四十九號）

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（重要文化財等の公開の届出に関する経過措置）
（この法律の施行の際見に改正する法律等）

1 (旅行期日)
この法律中、第一章の規定及び次項の規定は
地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法
律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法
律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施
行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部
を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改
正規定の施行の日から施行する。

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (重要文化財等の公開の届出に関する経過措置) この法律の施行の際現に改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項の規定による許可を受け、又はその申請を行つてゐる改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設の設置者であつて当該公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。

3 (この法律の施行の適用) 二日を第十五条第一項に

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(文化財保護法の一部改正に伴う経過措置)

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (重要文化財等の公開の届出に関する経過措置) この法律の施行の際現に改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項の規定による許可を受け、又はその申請を行つてゐる改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設の設置者であつて当該公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。

3 (この法律の施行前に旧法第五十三条第一項ただし書の規定による届出を行つた文化庁長官以外の国の機関又は地方公共団体であつて、新法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。)

第二十条 (罰則に関する経過措置)

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (重要文化財等の公開の届出に関する経過措置) この法律の施行の際現に改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項の規定による許可を受け、又はその申請を行つてゐる改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設の設置者であつて当該公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。

3 (この法律の施行前に旧法第五十三条第一項ただし書の規定による届出を行つた文化庁長官以外の国の機関又は地方公共団体であつて、新法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。)

4 (文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体であつて新法第五十六条の十五第一項ただし書に規定する公開事前届出免除施設において、前届出免除施設の設置者であつて当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催するもののうち、この法律の施行前に旧法第五十六条の十一第一項の規定による届出を行つたものは、新法第五十六条の十五第一項ただし書の規定による届出を行つたものとみなす。)

第二十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (重要文化財等の公開の届出に関する過渡措置) この法律の施行の際現に改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項の規定による許可を受け、又はその申請を行つてゐる改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設の設置者であつて当該公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。

3 (この法律の施行前に旧法第五十三条第一項ただし書の規定による届出を行つた文化庁長官以外の国の機関又は地方公共団体であつて、新法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。) この法律の施行前に旧法第五十三条第一項ただし書の規定による届出を行つた文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体であつて新法第五十六条の十五第一項ただし書に規定する公開事前届出免除施設において展覧会その他の催しを主催するもの又は公開事前届出免除施設の設置者であつて当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催するもののうち、この法律の施行前に旧法第五十六条の十五第一項の規定による届出を行つたものは、新法第五十六条の十五第一項ただし書の規定による届出を行つたものとみなす。

4 (文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体であつて新法第五十六条の十五第一項ただし書に規定する公開事前届出免除施設において展覧会その他の催しを主催するもの又は公開事前届出免除施設の設置者であつて当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催するもののうち、この法律の施行前に旧法第五十六条の十五第一項の規定による届出を行つたものは、新法第五十六条の十五第一項ただし書の規定による届出を行つたものとみなす。) 文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体であつて新法第五十六条の十五第一項ただし書に規定する公開事前届出免除施設においてこれらを主催するもの又は公開事前届出免除施設の設置者であつて当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催するもののうち、この法律の施行前に旧法第五十六条の十五第一項の規定による届出を行つたものは、新法第五十六条の十五第一項ただし書の規定による届出を行つたものとみなす。

5 (この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

6 (政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の実施状況、保護すべき文化財の状況等を勘案し、有形文化財の登録に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。) 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の実施状況、保護すべき文化財の状況等を勘案し、有形文化財の登録に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 (検討)

政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の実施状況、保護すべき文化財の状況等を勘案し、有形文化財の登録に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

七号) 拝
附 則 (平成一一年七月一六日法律第八
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施

定（同法第二百五十九条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に關する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日）

（文化財保護法の一部改正に伴う経過措置）

第五十八条 施行日前に発見された文化財でこの法律の施行の際現にその所有者が判明しないものの所有権の帰属及び報償金については、第三十五条の規定による改正前の文化財保護法（以下この条及び次条において「旧文化財保護法」という。）第五十九条第一項に規定する文化財及び旧文化財保護法第六十一条第二項に規定する文化財のうち國の機関が埋蔵文化財の調査のための土地の發掘により発見したものについては第三百三十五条の規定による改正後の文化財保護法（以下この条において「新文化財保護法」という。）第六十三条の規定を適用し、その他のものについては新文化財保護法第六十三条の二の規定を適用する。

第五十九条 旧文化財保護法第六十三条第一項の規定により国庫に帰属した文化財のうち、この法律の施行の際現に地方公共団体において保管しているもの（物品管理法第八条第三項又は第六項に規定する物品管理官又は分任物品管理官の管理に係るものを除く。）の所有権は、施行日において、当該文化財を保管している地方公共団体に帰属するものとする。ただし、施行日の前日までに、文部省令で定めるところにより、当該地方公共団体から別段の申出があつた場合は、この限りでない。（国等の事務）

第二百六十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をされなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(重要文化財等の公開の届出に関する経過措置)
2 この法律の施行の際現に改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項の規定による許可を受け、又はその申請を行つておる改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設の設置者であつて当該公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法第五十三条第一項ただし書の規定による届出を行つた文化庁長官以外の国の機関又は地方公共団体であつて、新法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。

4 文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体であつて新法第五十六条の十五第一項ただし書に規定する公開事前届出免除施設において、新法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設の設置者であつて当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催するもののうち、この法律の施行前に旧法第五十六条の十五第一項の規定による届出を行つたものは、新法第五十六条の十五第一項ただし書の規定による届出を行つたものとみなす。
(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

6 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の実施状況、保護すべき文化財の状況等を勘案し、有形文化財の登録に基づく制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(各号に定める日から施行する。
該各号に定める日から百五十九年三月三十日まで) もとより施行する。

附 則 (平成二年七月一六日法律第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規

第五十一条 同法第二百五十九条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二十二条の規定

（文化財保護法の一一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 施行日前に発見された文化財でこの法律の施行の際現にその所有者が判明しないものの所有権の帰属及び報償金については、第一百三十五条の規定による改正前の文化財保護法（以下この条及び次条において「旧文化財保護法」という。）第五十九条第一項に規定する文化財及び旧文化財保護法第六十一条第二項に規定する文化財のうち国の機関が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものについては第一百三十五条の規定による改正後の文化財保護法（以下この条において「新文化財保護法第六十三条の規定を適用し、その他のものについては新文化財保護法第六十三条の二の規定を適用する。

第五十三条 旧文化財保護法第六十三条第一項の規定により国庫に帰属した文化財のうち、この法律の施行の際現に地方公共団体において保管しているもの（物品管理法第八条第三項又は第六項に規定する物品管理官又は分任物品管理官の管理に係るものを除く。）の所有権は、施行日において、当該文化財を保管している地方公共団体に帰属するものとする。ただし、施行日の前日までに、文部省令で定めるところにより、当該地方公共団体から別段の申出があつた場合は、この限りでない。

（国等の事務）

第二百六十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第二百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第二百六十三条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる（処分、申請等に関する経過措置）

行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第十九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及

び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
三条の規定
四 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

(施行期日)

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施

(施行期日)

附 則 (平成一八年五月三一日法律第四一七八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

(施行期日)

附 則 (平成一九年五月十五日法律第七千三百四十四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施

(施行期日)

附 則 (平成一九年一二月二二日法律第一七九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施

(施行期日)

附 則 (平成一九年一二月二二日法律第一三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施

(施行期日)

する。

第一項に規定する埋蔵文化財をいう。)の調査のための土地の発掘により発見した同法第二百二条第二項に規定する文化財は、機構が発見したものをとみなす。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三十七条) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(別に定める経過措置)

第二十条 この法律（附則第一条各号に掲げる日から施行する。ただし、次の各号に定める日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一八年五月三一日法律第四六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(別に定める経過措置)

第二十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる日から施行する。ただし、次の各号に定める日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月十五日法律第七一七九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(別に定める経過措置)

第二十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(別に定める経過措置)

第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(別に定める経過措置)

第二十五条 附則第三条、第四条第一項、第五条、第八条及び第十三条の規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月十五日法律第七一三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律（附則第三条、第四条第一項、第五条、第八条及び第十三条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(文化財保護法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 前条の規定による改正後の文化財保護法第四百四条第一項の規定の適用については、施行日前に研究所が埋蔵文化財（同法第九十二条の規定による改

正前の法律による改正前の法律による改正前の法律の規定により施行する。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により施行する。

それぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行

の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第八条 (罰則に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 (政令への委任) 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則(平成二六年六月一三日法律第六九号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前（経過措置の原則）

にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定め

がある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)

り不服申立てに対する行政の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できない

いこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが

他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを

提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。」の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の

(号)抄
附則
(令和三年四月二三日法律第二二)

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第百七十七条第二項ただし書の改正規定(第二百一十二条の三第二項)及び同二条の二

正規定 第百八十二条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

附 貝 号 抄 (今和四年六月一七日法律第六八)

1 この法律は、開法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五百九条の規定
公布の日